

(原案)

## 第 32 期

# 横浜市社会教育委員会議提言

－本市における社会参加のすそ野の拡大について－

令和 2 年 11 月

第 32 期横浜市社会教育委員会議

# 目次

1 背景と課題	・・・	1
2 議論するテーマ	・・・	2
3 議論の内容	・・・	4
4 提言	・・・	8
5 おわりに（議長寄稿）	・・・	15

## 《資料》

第32期横浜市社会教育委員会議審議経過	・・・	16
社会教育法（抜粋）	・・・	17
横浜市社会教育委員条例	・・・	18
横浜市社会教育委員会議規則	・・・	19
第32期横浜市社会教育委員名簿	・・・	20

# 1 背景と課題

これまで本市では各区単位で、市民が社会や地域の課題解決に取り組む市民の学習グループ<sup>(\*1)</sup>をつくり、その運営を支援してきました。市民の学習グループは、市民が企画・運営を行い、その過程で仲間づくり、会議の運営方法、資金集め等のノウハウを学ぶなど、市民同士の学び合いを特徴として挙げることができます。このような活動は、市民が自ら楽しみながら継続的に行うことで活発化し、市民活動へ発展するなど、様々な行政課題の解決に貢献しています。

「横浜市中期4か年計画 2018-2021」では、本市を取り巻く状況として「人口減少社会の到来、超高齢社会の進展」を挙げ、「地域課題が複雑化・多様化し、地域の関係が希薄化する中で、地域のつながりが果たす役割が注目されて」おり、「単身高齢者や子どもを地域で見守る環境づくりなどのために、地域コミュニティの力が不可欠」であることを掲げています<sup>(\*2)</sup>。

しかし、各区では平成23年度から平成29年度で、地域課題解決に取り組む人材育成事業（生涯学級等）の実施が14区（学級数97団体）から5区（学級数42団体）になるなど、地域の課題に向き合うグループ数が減少しています。

また、市民意識調査<sup>(\*3)</sup>の結果では、となり近所との付き合い方として「顔もよく知らない」が増加傾向にあり、住民の孤立化が進んでいます。一方で、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」は減少傾向にあり、自助や共助の意識付けが課題となっています。

また、平成30年6月には、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部改正も行われ、若者の積極的な社会参加が望まれています<sup>(\*4)</sup>。

---

\* 1 一例として、青葉区で生まれた市民の学習グループは、令和元年度に多世代交流や地域の魅力発見などを目的とした、5つの講座を企画・実施しました。これらのグループは、区によって「区民企画運営委員」「生涯学級」などの名称があります。

\* 2 横浜市政策局政策課「横浜市中期4か年計画 2018-2021」2018年（平成30年）10月、P2、6

\* 3 横浜市政策局政策課「令和元年度市民意識調査報告書」2020年（令和2年）4月、P111

\* 4 法務省「民法（成年年齢関係）改正 Q&A」から。法律は2022年（令和4年）4月1日施行。

## 2 議論するテーマ

### 「本市における社会参加のすそ野の拡大について」

先のような課題を解決するため、本市としては課題に対応する市民を増やしていきたいと考えていますが、はじめから市民が課題解決に向かうことは難しく、まずは社会と関わる機会を持つてもらう必要があります。

そこで、新たな担い手として期待される若者や企業などをどのように巻き込んでいくべきか、市民の社会参加のハードルをどのように下げていくべきか、そのため行政として何をすべきかなどについて議論することとし、「本市における社会参加のすそ野の拡大について」を第32期横浜市社会教育委員会議（以下、「今期会議」という）のテーマとして定めました。

「社会参加」は様々なとらえ方が可能な言葉ですが、今期会議は社会と関わる最初の一歩としてのすそ野の拡大を議論することを踏まえ、本提言では社会参加を「市民が地域・社会の様々な活動に加わり、地域・社会の一員であるという気持ちを持つこと」と定義します。例えば、「地域の祭りに足を運ぶ」「自治会町内会の集まりに出席する」「街のクリーン活動で掃除することなどは、社会参加に含まれると言えます（表1）。

また、今期会議のテーマを受け、次の点について検討することを議論の軸としました。

- ① 本市における社会参加を促すための施策方針
- ② 上記方針を受けた市社会教育行政の役割

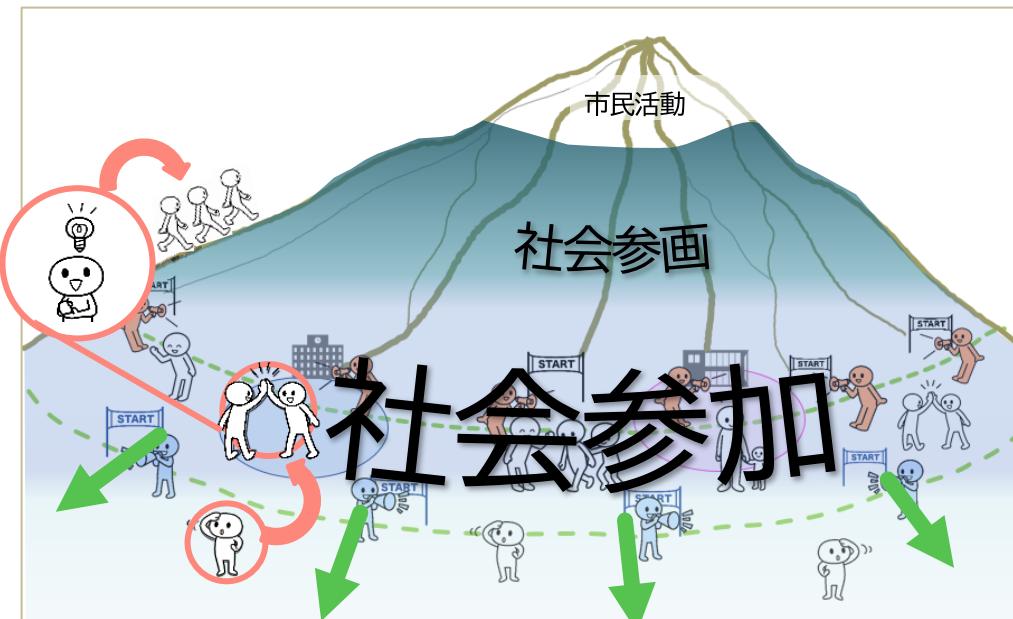
施策方針に基づいて市社会教育行政が推進される様子は、図1のように表現されます。この図は、「本市の社会参加のすそ野の拡大」を表すため、市内の様々な活動を山のイメージになぞらえて描いたものです。現在はハードルの高い「社会参加」も、参加するきっかけが増え、「すそ野」が拡がっていくことを目指します。本市としては、図1のそれぞれの人物には、表2に示すような期待をしています。

また、個人の関心から始まる学びが、徐々に社会参加へ向かい、地域・社会への愛着を深めながら、同じ志を持つ人同士で社会参画・市民活動（山の上）へと登っていく様子も表しています。

なお、この図が表す山においては、誰もが頂上に登ることを目指すものではなく、その人に合ったペースやエリアで社会参加（山登り）を楽しむことが大切です。

【表1】社会参加、社会参画の例

社会参加	個人が	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭りに足を運ぶ</li> <li>・自治会町内会の集まりに出席する</li> <li>・街のクリーン活動で掃除する</li> <li>・PTA活動で通学路を点検する</li> <li>・公共施設の学習講座に行ってみる</li> </ul>
	法人が	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの職業体験を受け入れる</li> </ul>
社会参画	個人が	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭りで役割を担う</li> <li>・町内会の役員になる</li> <li>・ボランティア団体のメンバーとして活動する</li> <li>・PTAの役員になる</li> <li>・市民の学習グループの一員として活動する</li> </ul>
	法人が	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSR活動をする</li> </ul>



【図1】方針のイメージ

【表2】イメージのうち、各人物の説明や期待すること

どのような人か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は社会参加していない人</li> <li>・社会参加を考えている人 (子ども・現役世代・企業)</li> </ul>	<p>新たに社会参加する人 (子ども・現役世代・企業)</p>	<p>すでに施設・団体等で社会参加を呼び掛けている人 (各区社会教育主事(補)・社会教育指導員・支援センター職員・市民利用施設職員など)</p>	<p>新たに社会参加を呼び掛ける人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに施設・団体等で社会参加を呼び掛けている人</li> <li>・新たに社会参加を呼び掛ける人</li> </ul>
横浜市として期待すること	社会参加してほしい	増やしたい	スキルアップしてほしい	増やしたい	交流・連携してほしい
各方針・施策により期待できること	地域に居場所ができる、孤立を防げる、災害時の自助共助力アップ		コーディネーターとしての能力やりがいの向上	社会貢献できる、やりがいにつながる	能力向上、つながりができる

### 3 議論の内容

#### (1) 第1回（平成30年11月30日）

事務局から今期会議のテーマを設定した背景について説明しました。委員による意見交換では、市民の社会参加を促すためにはきっかけが必要であり、そのきっかけとして、「市内の子どもたちの成長を促すような活動であれば、大人も参加しやすいのではないか」という仮説が立てられ、意見が交わされました。

#### (2) 第2回（平成31年3月22日）

第1回会議で、子どもを中心にしていくことが方向性として定められたことから、子どもを対象とした事業に取り組んでいる事例紹介を行いました。

「十日市場中学校地域交流事業」は、十日市場中学校の生徒が地域に出てボランティア体験をする活動です。生徒と地域の大人が互いを知り、地域全体で子どもたちの成長を見守っていくため、十日市場の公共施設、地域団体、NPOなどが夏休みに受入れを行っていました。

「ミニヨコハマシティ」は、子どもたちが自分でまちをつくるイベントです。大人は口出し禁止になっており、子どもの市長を中心に会議を行い、自分たちでまちのしくみをつくっていくことが特徴です。こういった事例を参考にしながら、社会教育を推進する事業案を検討していくために、「子どもたちに大人がどう関わるべきか」といったテーマでワークを行いました。



十日市場中学校地域交流事業



ミニヨコハマシティ



グループワークの様子①



グループワークの様子②

## 【参考】

### 1 事例紹介（※所属・肩書は会議時のもの）

○十日市場中学校 地域交流事業

事例紹介者：松岡 美子 様（緑区地域子育て支援拠点 いっぽ 施設長）

○ミニヨコハマシティ

事例紹介者：岩室 晶子 様（認定NPO法人ミニシティ・プラス事務局長）

山本 功次郎 様（認定NPO法人ミニシティ・プラス）

### 2 事業案検討に向けたグループワーク

テーマ：①中高生のいいところは何か ②これらを1人の子どもとするとどんな子どもか

③このような子どもを支えるために、大人はどうするべきか

主な意見：①しがらみのなさ、自由さ、素直な情熱 ②自由だからこそ可能性がある、地域に必要な存在 ③子どもを理解する、地域に必要であることを伝える など

### （3）第3回（令和元年7月2日）

第2回会議を受け、社会参加のすそ野を拡大するための施策方針及び、事業案を検討していくために、「今の社会構造の中で一歩踏み出すとしたら、どのような活動ができるか」といったテーマで各委員によるグループワークを行い、「子どもと大人が関わりあいながら変化していく仕組みが必要」という一定の方向性が示されました。

## 【参考】

### ・事業案検討に向けたグループワーク

テーマ：①中高生の子どもに大人がどう関わると子どもの人生をより良くできるか

②今の社会構造の中で一歩踏み出すとしたら、どのような活動ができるか

③再生産の螺旋の中で、何か事例を一つ取り上げるとしたら、どのような取組が考えられるか。

主な意見：①子どもと大人が双方向的に変化できるような再生産の螺旋が必要 など

②中高生が参画意識を持ち、地域課題にコミットできる取組 など

③今できていることをもう少し検証する など



グループワークの様子①



グループワークの様子②

#### (4) 第4回（令和元年10月28日）

第3回の会議を受け、「子どもと大人が関わりあう市内の取組」について事務局で事例探索を行い、企業、地域団体、教員及び子どもがビジネスの視点をもつて協働について話し合う「井土ヶ谷リビングラボ」や、親子の交流を目的に仕事や社会活動体験を行う「子どもアドベンチャー」などの事例を紹介しました。事例からは、子どもは地域の大人から感謝される経験を通して変わっていくことや、大人（特に企業の従業員）は子どもと関わることで自身の仕事のモチベーションの向上につながったことが分かりました。また、「十日市場中学校地域交流事業」は、横浜市青少年育成協会（現よこはまユース）の声掛けにより始まつたことや、「井土ヶ谷リビングラボ」は、それまで「井土ガヤ会議」として活動していたものを、横浜市政策局からの誘いでリビングラボを銘打つようになったことなど、地域や企業が中心となって地域課題解決に向かう活動が生まれるきっかけに、この事例でいえば、よこはまユースや横浜市政策局など、いわゆるコーディネーターの存在があることも分かりました。各委員はこうした事例に基づき、提言のイメージや方針について協議を行いました。さらに、社会課題に向き合う市内のグループ数は減少しているものの、地域や企業が自主的に行っている活動は現在も数多くあり、その様子を「見える化」することが必要であるなどの意見も挙がりました。

#### 【参考】

子どもと大人が関わりあう市内の取組の一例

○十日市場中学校地域交流事業（第2回参照）

○井土ヶ谷リビングラボ

事例概要：ビジネスの視点をもった地域活動をテーマとして、協働について知恵を出し合ったり、パートナーを見つけたりする場。現在、横浜市内では、介護や教育など、様々なテーマのもと、リビングラボが活動中。

○子どもアドベンチャー

事例概要：市内の小・中学生を対象に、キャリア教育の視点から、「働く」ことや、様々な社会体験を通じた「人との交流」の場と機会を提供するとともに、体験を通して、子どもの夢を親子で語り合うなど、「親子のふれあいのきっかけづくり」を目的とする。



井土ヶ谷リビングラボ (\*5)



子どもアドベンチャー  
プログラム名「結婚式ってなんだろう？」  
(協力: アニヴェルセルみなとみらい横浜)

\*5 画像出典 認定NPO法人市民セクターよこはま 調査研究事業 レポート  
(<http://shiminsector.jp/report/idogaya-living-lab/>)

## (5) 第5回（令和2年7月9日）

ここまで4回の会議を振り返り、提言の結論となる方針・施策について協議を行いました。方針は、「社会参加のすそ野の見える化」と「人材育成と活用」に分けて話し合われました。

「社会参加のすそ野の見える化」では、本提言における「社会参加」の意味を定義することや、行政内の他部署との連携を取って実施されることの必要性などが意見として挙がりました。「人材育成と活用」では、どのように事業を実施すれば効果的な内容となるかについて、意見が交わされました。

## (6) 第6回（令和2年9月3日）

提言の素案について、事務局から説明を行いました。委員による話し合いでは、参加する市民の主体性に注目する議論だけではなく、制度や環境を変えることで社会参加しやすくなることも考えらえるのではないか、などの意見がありました。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染予防策の1つとしてWEB会議などの手法が広く用いられるようになり、大学においては、対面でのやりとりを得意としなかった学生がWEBを活用した授業では発言が増えたことや、WEB上で開催されたフォーラムに子育て中の保護者や遠方からの参加も可能であった例など、これまで対面を中心とした学びや活動に参加しづらかった人にも、新しい手法により参加できる機会が増えている事例の情報提供がありました。このため、提言における社会参加の前提について、生活圏域を基本としつつも、オンラインを利用した社会参加を考える必要性について話し合われました。

各方針については、取組を官民一体で進めることや、既に活躍している人の活動の幅を広げる取組も必要ではないか、などの意見がありました。



協議の様子①



協議の様子②

## (7) 第7回（令和2年10月29日）

## 4 提言

全7回に渡って議論した今期会議の結論として、社会参加の前提を定め、2つの方針と3つの施策を提言します。

### (1) 提言における社会参加の前提

#### 【前提1】生活圏域で、楽しく行う社会参加

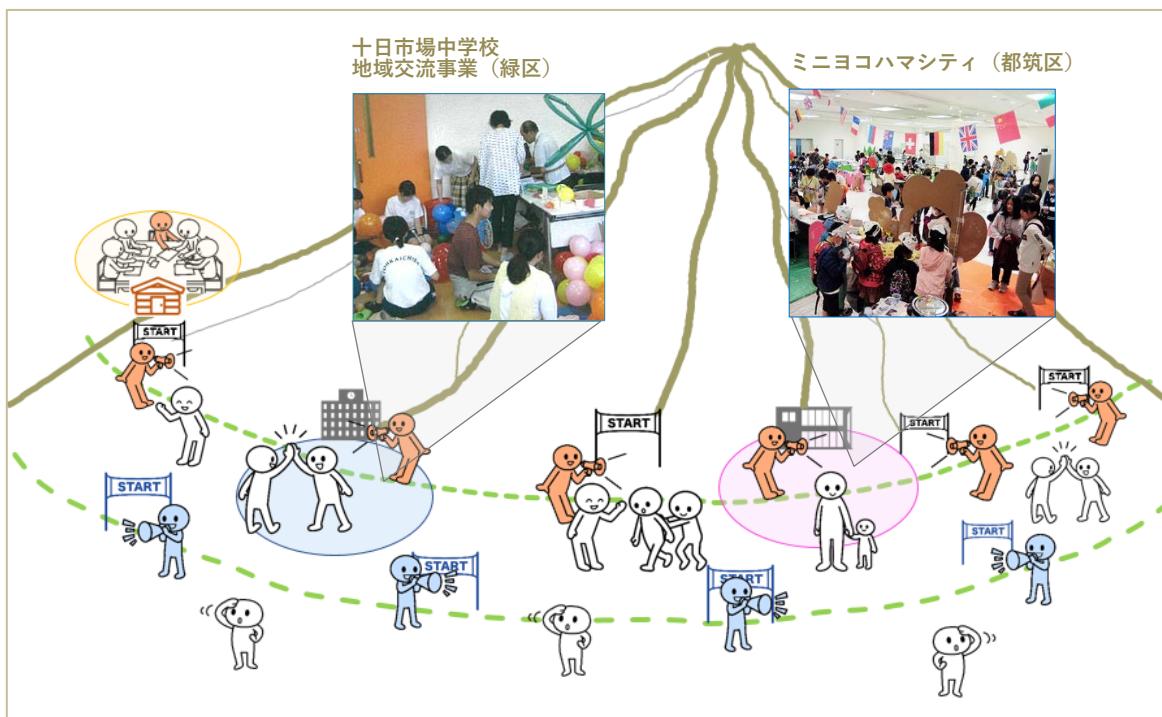
これまで議論してきたように、今期会議のなかで取り上げた事例は、生活圏域を中心とし、子どもも大人も楽しさを持って取り組んでいるという特徴がありました。

例えば第2回で紹介した十日市場中学校地域交流事業は、十日市場の中学生と地域の人が関わり合う地元に特化した取組でした。また、ミニヨコハマシティでは、都筑区の生活圏域内をエリアとして、子どもと大人が対等な立場で楽しさを共有していました。

また、第4回で取り上げた事例の調査からは、子ども・大人・企業などが関わりあうことでの、子どもは自己肯定感の向上につながる、大人は地域とつながるきっかけになる、企業は従業員の仕事に対する誇りや意欲の向上につながる、などの変化があることが分かりました。

このような取り組みでは、子どもや大人が関わり合いながら、双方向的に変化していくことが期待できます。

このため、「生活圏域で、楽しく行う社会参加」が重要となります（図2）。



【図2】生活圏域で、楽しく行う社会参加のイメージ

## コラム 子どもと大人（地域・企業）が関わる社会参加の事例

### 旭区ジュニアボランティア（地域の取組）

旭区で活躍する民生委員・主任児童委員が平成12年度から開始。小学生がジュニアボランティアとして、保育体験や高齢者との交流等に参加し、福祉やボランティア活動への関心と理解を深めている。この活動をきっかけに、他のボランティア活動にも参加したり、職業選択につながった子どももいる。受け入れる地域の方も、子どもと活動することで元気をもらっている。



赤い羽根共同募金活動の様子

### はまっ子未来カンパニープロジェクト（企業の取組）

教育委員会では、児童生徒に対するキャリア教育として「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を平成28年度に開始。能見台小学校と株式会社大川印刷の連携では、ユニバーサルデザインのカレンダーを制作。この事業では、児童生徒は実感を伴った深い学びにつながり、企業からは「社員の喜びや達成感につながっている」といった声が聞かれている。令和元年度には、39の学校が参加し、62の取組が行われた。



ユニバーサルデザインのカレンダー

## 【前提2】新型コロナウィルス感染症の影響下における社会参加

今期会議中に「新型コロナウィルス感染症」の感染拡大が起こり、これまでのように実際に会って活動することが難しくなっていますが、これまで以上に人々がつながり合い、お互いに助け合い、励まし合える関係が大切になります。感染症対策をふまえた関係づくりを行うための工夫も必要です。

また、感染症対策の一環として、WEB会議などの手法が広く用いられるようになりました。これにより、様々な事情<sup>(\*6)</sup>により対面での活動が難しかった人や、これまで社会参加に関心がなかった人にも、より気軽に社会参加できる機会が増えています。生活圏域を基本としつつも、多様な手法を柔軟に活用しながら、参加者の主体性に任せたこれまでのやり方では参加できなかつた、あるいはしなかつた人たちが、参加できるようにしていくことも重要です。

\* 6 例えば、障害があつて外出が難しい、学生等の若者は交通費のかかる移動が難しい、といったことが挙げられます。

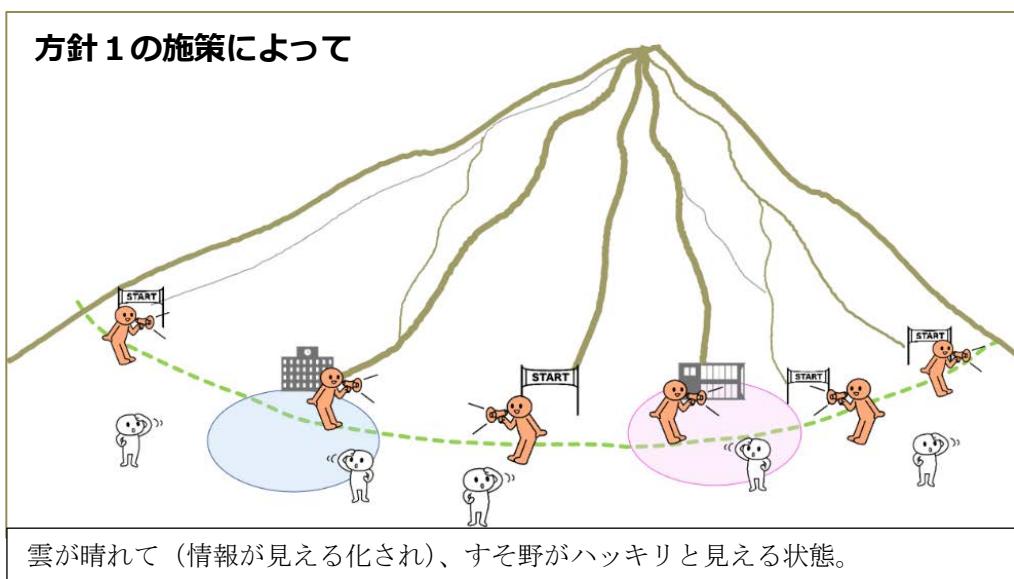
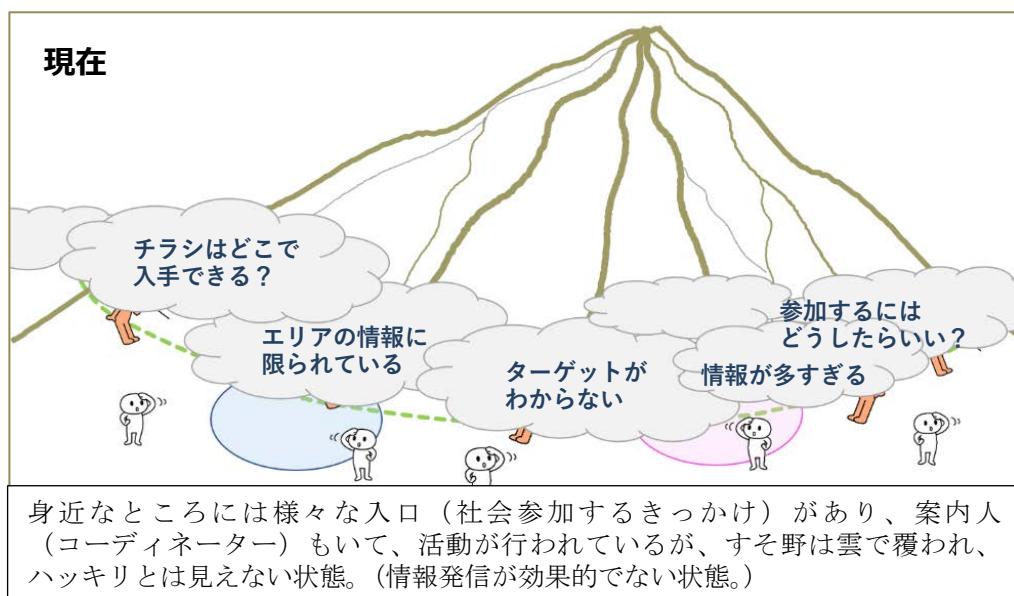
## (2) 方針・施策

### 【方針1】社会参加のすそ野の見える化

本市では、各区役所の人材育成事業による学習グループ数は減少しているものの、地域や企業が中心となって地域課題解決に向かう活動は盛んに行われています。また、活動を促すコーディネーターも多様な場所で活躍しています。しかし、現在は社会参加していない人や社会参加を考えている人にとっては、情報が一部に限られている、情報の入手方法が分からぬといった理由から、最初の一歩を踏み出しにくい状態となっています。

市民の社会参加を促すためには、まず既存の取組を「見える化」することが求められます。特に、子どもが活動の主役になり自己肯定感の向上につながる取組や、企業の従業員が誇りをもてる取組などの情報を中心に見える化することが有効です。

したがって、参加者の主体性に任せたこれまでのやり方では参加できなかつた、あるいはしなかつた人たちも含め、効果的な情報の収集・発信を行い、参加のきっかけづくりが促される体制を整えることが必要です。



## [施策 1] 情報の集約と提供

### ○ 社会参加につながる情報の集約

- ・行政、公共施設、地域の団体、企業、NPO 等が行う社会参加につながる講座やイベント等のうち、子ども・大人・企業などが関わりあう取組の情報を中心に、集約する必要がある。
- ・社会参加につながる情報は多岐に渡るので、生活圏域に根差した多方面の情報を集約するためには、行政や公共施設だけではなく、市民からも情報を提供してもらえるような方策を検討すべきである。

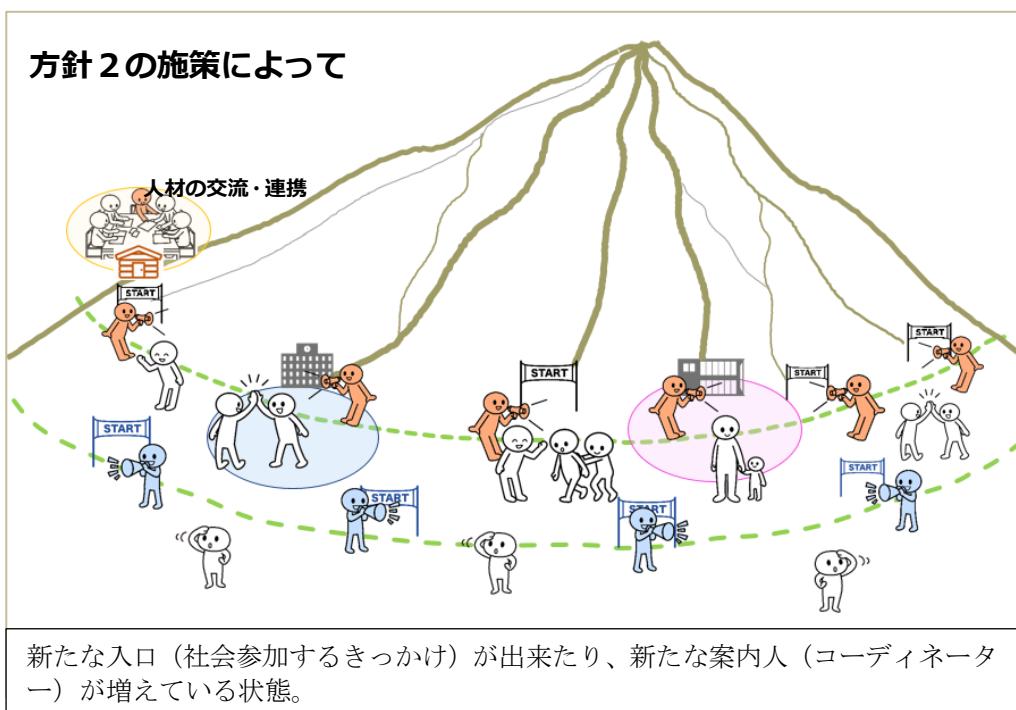
### ○ 社会参加につながる情報の提供

- ・集約した情報を提供するために、インターネットを活用したデータベースの公開や事業（フォーラム、シンポジウム等）を実施すべきである。
- ・今後社会参加が期待される若者や企業をはじめ、これまで社会参加の機会が得られなかつた人に対して、情報を受け取る側の様々な状況を踏まえた方法を活用・開発することが必要であり、更には社会参加の楽しさを含めて、大切さを伝えることも必要である。
- ・他部局や企業にも積極的に情報発信し連携を図りながら、官民一体となって効果的な提供方法を模索すべきである。

## 【方針2】人材育成と活用

第4回会議で話し合われた、地域や企業が中心となって地域課題解決に向かう活動の事例を分析すると、活動が始まるきっかけにコーディネーターの存在があることが分かりました。つまり、市民の社会参加を促すためには、そのきっかけ作りを担う人材が必要です。このため、地域の身近な情報を集めて発信してくれる人材や、専門的な知識を持って市民の学びを組織できる人材の育成が求められます。

さらに、育成した人材の活躍を後押しすることや、交流する機会を設けるなど、人材が継続的に活動できるように支援することも重要です。特に学校などの生活圏域で子どもと大人が関わり合える場において、育成した人材の活躍の機会を増やしていくことが効果的です。



### [施策1] コーディネーターの育成

#### ○地域の情報を収集する人材

- ・地域に根差した多方面の情報を集めるための人材を育成すべきである。

#### ○市民の学びを組織できる人材

- ・社会参加のきっかけとなる様々な学習活動を生み出すために、市民の学びを組織できる人材を育成すべきである。
- ・その一例として、社会教育士<sup>(\*7)</sup>の育成なども検討すべきである。

\* 7 国が定める養成課程を修めた者に、新たに与えられこととなった資格（2020年4月施行）。

環境、福祉、まちづくり等、多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

## [施策 2] 市民の学びを継続的に支援する仕組みづくり

### ○社会教育士等の活用

- ・補助事業等を通じて、育成した社会教育士等の活動を継続的に後押しすべきである。

### ○活動の機会の情報提供

- ・育成した人材や、すでに活躍している人の活動の場を広げるための情報提供をしていく必要がある。
- ・特に、学校と連携して子どもたちが地域に出ていく機会を増やし、地域の人材が子どもたちを受け入れることにより、子どもも大人も成長できる機会を広げることが重要である。

### ○人材の交流の場

- ・市民利用施設で活動するコーディネーター等のほか、施策1で育成した「地域の情報を収集する人材」や社会教育士等の交流の場を作るべきである。

### ○施策を推進する主体の組織づくり

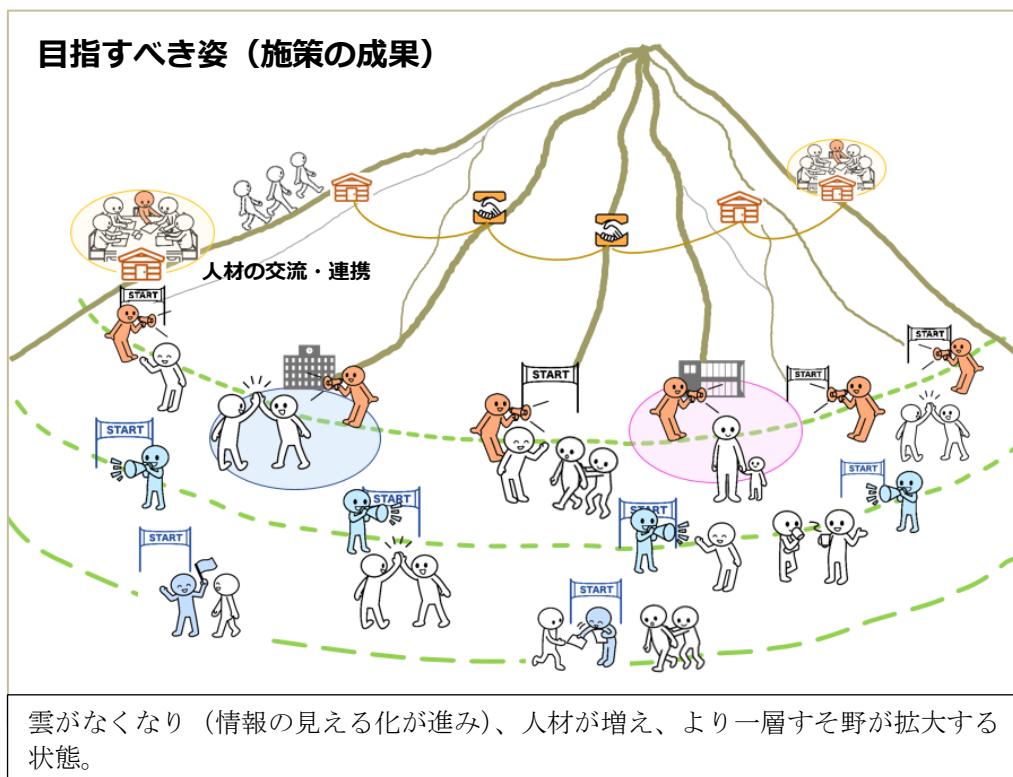
- ・方針1、2の施策を推進するためには、主体となる組織をつくる必要がある。
- ・継続的に施策を進めるためには、主体となる組織の自立化が必要である。

### (3) 目指すべき姿（施策の成果）

以上のような方針のもとに施策が行われ、社会参加のすそ野の見える化や、人材育成と活用が進むことで、社会参加のすそ野の拡大につながります。

社会参加のすそ野が拡大し、社会参加する市民が増えると、その中から地域の課題に気づき、解決に向かう市民が生まれていきます。これにより、地域の課題解決を担うグループ数の増加、住民の孤立化の防止、自助共助の意識を持った個人の増加など、本市が抱える課題の改善につながることが期待されます。

これに加え、今期会議で議論した、子どもも大人も育ちあう活動への社会参加が増えることで、それに関わる人々の自己肯定感や地域への愛着が育まれ、地域のために何かをやろうという意識が芽生えてきます。こうした経験をした子どもたちが、次世代の担い手となって、持続可能な社会をつくっていくことも期待します。



## 5 おわりに（議長寄稿）

私たちは社会の大きな転換点に立っています。それは風景を大きく変えるものではありません。しかし、人々が不安を感じているように、この社会の構造は密やかに、しかし確実に変化しています。その一つが、少子高齢化・人口減少そして長寿命化という人口構造の劇的な変化です。もう一つが、人工知能の急速な発達です。

この二つが結びつくことで、私たちは人生 100 年を自らの意志で、価値を判断しながら、生き抜くことが求められ始めています。そしてそこへ、新型コロナウイルス感染症の蔓延です。私たちは否応なく、自立しつつ、他者と協働して、この新しい社会状況に対応しなければなりません。

このとき、政策・行政的にも、そして研究や実践的にも重視されているのが、コミュニティと人々の交流そして学び直しです。自分の生活の場であるコミュニティで、他者とともに、社会の主役として、この社会を次の世代にきちんとつなげていくこと、そのプロセスこそが学びであり、そのためにこそ学びが大切になる、こういう社会に私たちは生き始めています。学びとは教育行政だけのものではなく、人々の生活全般にかかる、その基礎をつくる営みなのです。

この新しい生活のためには、誰ひとりとして取り残されることなく、社会に対する信頼をもつことが大切です。そのキーワードが社会参加であり、それを後押しするのが行政の役割です。社会参加を通して、自分が社会に位置づいていると思えること、そのことが、「新しい日常生活」時代の生活スタイルをつくりだす基盤となるのではないでしょうか。

この提言書は、社会参加の初步的な取り組みに向けた、私たちからの投げかけです。これを、市民の皆さんと行政の双方で、一層豊かなものへと育んでくださることをお願いしたいと思います。

令和 2 年 11 月  
第 32 期横浜市社会教育委員会議  
議長 牧野 篤

○第32期横浜市社会教育委員会審議経過

回	開催年月日	審議項目	議事録確認者
第1回	平成30年 11月30日	・議長、副議長の選出 ・協議テーマについて ・委員意見交換	石崎委員 大川委員
第2回	平成31年 3月22日	・事例紹介 十日市場中学校 地域交流事業 ミニヨコハマシティ ・事業案検討に向けたグループワーク	奥山委員 柿沼委員
第3回	令和元年 7月2日	・事業案検討に向けたグループワーク	菊池委員 小間物委員
第4回	令和元年 10月28日	・第3回会議結果を踏まえた事務局調査報告 ・提言のイメージについて ・提言の方針についての協議	有元副議長 七澤委員
第5回	令和2年 7月9日	・提言の方針及び施策案の検討について	石崎委員 室田委員
第6回	令和2年 9月3日	・第32期横浜市教育委員会議の提言素案検証	大川委員 奥山委員
第7回 (最終回)	令和2年 10月29日	・第32期横浜市教育委員会議の提言策定	柿沼委員 菊池委員

# ○社会教育法（抜粋）

(昭和24年6月10日法律第207号)  
(最終改正：平成27年6月24日法律第46号)

## （市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

### 二 社会教育委員の委嘱に関すること。

## （審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

## （社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

### 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

## （社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

## （社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

# ○横浜市社会教育委員条例

制 定 昭和25年8月4日条例第30号  
最近改正 平成25年12月25日条例第90号

市会の議決を経て、〔横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例〕を次のように定める。

## 横浜市社会教育委員条例

(設置)

**第1条** 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基き、本市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

(委嘱の基準)

**第2条** 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者  
(委員の定数)

**第3条** 委員の定数は10人とする。

(任期その他)

**第4条** 委員の任期は2年とする。但し、1回に限り重任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解嘱することができる。

(費用弁償)

**第5条** 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)中2号の者に支給する額により、同条例を準用して支給する。

3 委員が職務を行うために必要な研究調査及びその他の費用は、予算の範囲内においてこれを弁償する。

(委任)

**第6条** この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、昭和27年3月31日までとする。

## 付 則(昭和30年3月条例第3号)抄

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和30年5月規則第26号により同年同月21日から施行)

## 附 則(平成25年12月条例第90号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

# ○横浜市社会教育委員会議規則

制 定 昭和25年8月4日教委規則第6号  
最近改正 平成15年10月15日教委規則第16号

横浜市社会教育委員会議規則を次のように定める。

## 横浜市社会教育委員会議規則

(目的)

**第1条** 横浜市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下会議という。）については、この規則の定めるところによる。

(議長及び副議長)

**第2条** 会議に、議長及び副議長それぞれ一人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長及び副議長の任期は、委員の任期とする。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

**第3条** 会議は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第4条** 議長は、議案その他に関し必要あるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

**第5条** 教育委員会事務局職員は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(庶務)

**第6条** 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別にこれを定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成6年1月教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成11年10月教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成15年10月教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 第32期 横浜市社会教育委員 名簿

任期／平成30年（2018年）11月30日～令和2年（2020年）11月29日

氏名	役職名	選出区分
○有元 典文	横浜国立大学 教育学部 学校教育講座心理発達専門領域 教授	学識経験者
いしざき 石崎 一敏	横浜市立山内中学校校長	学校教育関係者
おおかわ 大川 哲郎	株式会社大川印刷 代表取締役社長 (横浜市横浜型地域貢献企業「プレミアム表彰」受賞企業)	教育委員会が必要と認める者（企業関係者）
おくやま 奥山 千鶴子	認定特定非営利活動法人びーのびーの 理事長	家庭教育関係者
かきぬま 柿沼 陽子	特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター 職員	社会教育関係者
きくち 菊池 朋子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 理事・事業本部長	社会教育関係者
こまもの 小間物 晃弘	横浜市立東高等学校長	学校教育関係者
ななざわ 七澤 淳子	公益財団法人よこはまユース 総務課 総務係長	社会教育関係者
○牧野 蕎	東京大学 大学院教育学研究科 教授 東京大学 高齢社会総合研究機構 副機構長(併任) 中央教育審議会生涯学習分科会委員	学識経験者
むろた 室田 昌子	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	学識経験者

※1 ○は議長、○は副議長

※2 役職名は令和2年4月1日現在、掲載は50音順、敬称略



第32期横浜市社会教育委員会議提言  
－本市における社会参加のすそ野の拡大について－

令和2年11月

第32期横浜市社会教育委員会議

編集・発行 横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課

〒231-0005 横浜市中区6丁目50番地の10

TEL:045(671)3282 FAX:045(224)5863

ホームページ：<http://...>

紙へのリサイクル可